

平成 3 1 年 第 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 3 1 年 2 月 1 2 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 教育長職務代理者 | 石 | 井 | 正 | 治 |
| 委員 | 古 | 卷 | | 勲 |
| 委員 | 上 | 野 | | 操 |
| 委員 | 松 | 原 | 秀 | 成 |

| | | | | | |
|-----|-------------|---|---|-----|----|
| 事務局 | 教育推進課長事務取扱 | | | | |
| | 教育委員会事務局参事 | 柴 | 田 | 靖 弘 | |
| | 学校配置計画課長 | 川 | 勝 | 賢 治 | |
| | 学務課長 | 植 | 田 | 光 威 | |
| | 指導室長兼教育研究所長 | 市 | 川 | | 茂 |
| | 学校施設担当課長 | 石 | 塚 | | 修 |
| | 統括指導主事 | 松 | 塚 | 智 | 加子 |

| | | | | |
|----|-----------|---|---|-----|
| 書記 | 教育委員会事務局 | | | |
| | 教育推進課庶務係長 | 岡 | 田 | 隆 史 |
| | 同 主査 | 志 | 村 | 一 彦 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 石井教育長 職務代理人 | <p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、平成31年第3回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長職務代理人 | <p>ありがとうございます。それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p> |
| 教育長職務代理人 | <p>日程第1、署名委員を決定します。上野委員と松原委員をお願いいたします。続いて日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第5号議案、江戸川区加盟バトン on stage開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事 | <p>第5号議案、江戸川区加盟バトン on stage開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。お手元に申請書、団体名は、バトンチーム、リトル・マーメイドの代表者からの申請でございます。行事名が、江戸川区加盟バトン on stage。事業目的でございますが、所属選手のバトントワーリングの活動成果の発表、そして、江戸川区民の方へのバトントワーリング普及。実施時期でございますが、31年5月5日(日)江戸川区総合文化センターにおきまして、この江戸川地区の所属バトン団体、そしてバトンチームリトル・マーメイド所属メンバー(未就学児～成人)になっております。経費徴収は、なしということでございます。</p> <p>裏面をごらんいただきたいと思います。企画書となっております。</p> <p>事業目的・意義については、先ほどの内容でございますが、計画・内容につきましては、児童選手の日ごろのバトントワーリングの活動成果の発表、そして、バトントワーリング世界大会出場選手によるゲスト演技、所属継続10年以上の選手の表彰、それから、発表会の開催を文化センターのチラシなどに掲載し、江戸川区民に広く周知をする。地域幼稚園、小学校、中学校にも広く広報していく。入場は無料として、区民の方にバトントワーリングの世界を知っていただく機会とする。区内のバトン関係団体(江戸川女子中学校高等学校バトントワーリング部、愛国高等学校バトントワーリング部)</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>にも出演の協力依頼をし、交流の場となるようにしたいということでございます。</p> <p>続いて、予算書でございますが、会費積立金、収入の部でございますけれども会費の積立金、それからお祝い金、そして、広告料としてプログラムの広告掲載を通じて、収入合計が208万円、支出の部でありますけれども、会場使用料として、舞台設備使用料、舞台監督等、それから、印刷費、映像制作費、礼金等で同じく208万円ということでございます。</p> <p>裏面からは、バトントワーリングチーム、リトル・マーメイドの江戸川区内における活動実績というものがございます。活動として、2009年から北小岩コミュニティ会館での活動開始を始め、小岩第二中学校における活動を開始、そして、下小岩第二小学校にての活動開始ということでございます。</p> <p>演技の披露としましては、北小岩コミュニティ会館のサークル発表会、それから、小岩中部地域まつりでパレード出場、小岩区民館まつりでのパレード出場、そして、全国大会出場に向けての区長表敬訪問他、小岩井中部地域まつりのパレード出場、西小岩まつりでの演技披露、地域の中での活動が行われています。</p> <p>続いて、リトル・マーメイドの組織図、会員名簿となっております。日本バトン協会、そして、日本バトン協会の関東支部、そして、東京都バトン協会に所属をしている支部ということでございます。それぞれ、江戸川支部、足立支部、葛飾支部ということで活動されているということと、それから、その後には、役員の名簿が掲載されています。最後にバトントワーリングチーム、リトル・マーメイドの規約をつけています。説明は以上でございます。</p> |
| 教育長職務代理者 | ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。 |
| 古 巻 委 員 | このリトル・マーメイドは、パン屋さんですか。 |
| 教育推進課長 | それとは違いました。こういう名称の団体です。バトントワーリングのチームであり、関係はないです。 |
| 古 巻 委 員 | それと、もう一点ですけども、他の足立、葛飾では、講演会ということについては、どういうスタンスでやるんでしょうか。 |
| 教育推進課長 | 今回、この支部としてこの三つがあるということをお聞きしておりますが、このリトル・マーメイドというチーム全体で、こういう形の、今回イベント |

| | |
|---------|---|
| | <p>をやられるということですので、この役員名簿にも一緒についていますが、この方々も、この参加をされるというふうになってございます。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>ということは、リトル・マーメイドは、非常に大きなものがあって、江戸川、葛飾、足立、3支部がまとまった形でもって、その全体のものを申請するというスタンスですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>資料の組織図・会員名簿にもございますけれども、リトル・マーメイドという、このチームの主催がこの方であって、そのもとに3つになっていますが、今回の主催者というのは、この全体のリトル・マーメイドというチームです。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>すみません。もう一点いいですか。活動実績を見ますと、江戸川区内ということで、小岩地域にかなり限定というか、偏った形というか、たまたま小岩の代表の方が、小岩お住まいの方なので、そういうことになっているのかなと思いますが、他の地域への波及といたしますか、そういうのはないですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>組織図と会員名簿の江戸川支部をごらんいただきますと、裏面ですね。こちらが、ざっと会員の方々のお名前がございまして、主に、小岩地区のお子さんたちが、所属をされているというのは、確かにございます。実は、この他にも、ここには書かれていませんけれども、区民まつり、篠崎公園で行われる区民まつりの中でも、パレードで参加をしています。この中に書いてなかったんですけども、そういうことで、確かに活動拠点は小岩なんでしょうけども、ご本人さんたちは、区民まつりとして両方希望されておりました。この間、それがかなって出場するということでございます。</p> <p>東京都バトン協会にも所属をしております。バトン協会というのは、日本バトン協会、それから関東支部、それから東京都ということで、既に、日本体育協会のような、そういう組織ができ上がってきている、そういう団体というふうに認識してございます。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>今回が初めての後援名義申請だと思うんですが、参事がわかればなんですけれども、他の地域、葛西方面とか、小松川方面とか、そういうところにも、要するに、バトン・トワラーについての関心のある小学校だとか、そういう団体があるように思いますけど、その辺の広がりということが、この江戸川支部のほうでは考えていたのか、わかりませんか。</p> |

| | |
|----------|--|
| 教育推進課長 | <p>私の知っている範囲でということで申しわけありませんが、実は、すくすくスクールでもバトントワーリングを指導していただいている方々がいらっしゃいますので、葛西を中心に。こちらの企画書の中にもございますけれども、ぜひとも各幼稚園、小中学校にも呼びかけをして、見ていただきたいというのが、今回の趣旨の一つでもありますし、そういった意味では、活動をどんどん広げていきたい、そういうことだと思います。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>わかりました。ありがとうございます。</p> |
| 松 原 委 員 | <p>今、古巻委員からも出たんですけど、第1回目ということなんですね。ということでわかりました。まだ、新しいリトル・マーメイドさんの活動なので、ぜひ広がりがうまくいくといいなと思いました。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>この団体だと思うんですが、先ほどから見ていると、この組織図の一番上のところには、主催者、細川さんの下に、一般社団法人日本バトン協会・東京都バトン協会副理事長というふうになっているんだけど、一般社団法人になるわけで、一般社団法人というのは、規模的に言うと、日本ですから、全国的な組織と見ていいと思うんですよね。そうでしょう。だから、一般社団法人ですから、一応法律によって認知されているわけですよね。一般社団法人日本バトン協会。その協会の中の東京都バトン協会というのがあって、その協会の中の副理事長さんだと言われるんですけど、一般社団法人日本バトン協会の理事長さんというのがいるわけですよね。私は、この団体としての代表者というのが名乗らないと、これわかりづらいですよ。だから、今、私が言ったように、一般社団法人日本バトン協会というのが、一番上位団体であって、法人ならば、その代表理事者の名前がどこかに出てこないとおかしいんですね。細川さんと読めないこともないけど、細川さんのところは、わざわざ副理事長と書いてありますよね。</p> <p>それから、あと下のほうには、江戸川支部、足立支部、葛飾支部と、北東のほうの三区書いてあるけれども、東京協会というのがあったら23区、あるいは、江戸川区だけについていえば、江戸川支部の代表が本間さんだということで、その下の表の中には、本間さんというのは、江戸川支部代表と書いてあるんだけど、事務局の代表と書いてあるんだけど、一番上に細川さ</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>んがあって、主催指導者と。主催指導者というのは、団体名義として対外的な位置づけというのが、どうなのか、わからないですよ。中では、主催者だとか、指導者だとか、というのはわかるかもしれないけど。</p> <p>江戸川支部代表よりも上だとか。特に今回やることについての責任者なのか、その辺いろいろ探してみただけどわからないんです。この規約を見ても。この規約も、事務局を足立区佐野というところにおくと書いてあるけど、これは、支部の規約なのか、全体の法人の規約なのか。細かいことは、多々あるものですが、社団法人だったら、社団法人の定款みたいのがあるはずですから。そのぐらいは、初めてなら見せてもらうとかした方がいいかもしれませんね。</p> <p>規約の4番、事業というところでございますが、今回は、一般社団法人日本バトン協会、そして関東支部、東京都バトン協会に加盟登録しとありまして、今回は社団法人という、その主催の方の下に支部の東京都バトン協会の副理事長という肩書も書いてございますけれども、あくまでも、今回は、このバトントワーリングチーム、リトル・マーメイドが主催をし、そして、行う事業だということで、委員さんご指摘のとおり、この組織図のところの主催の細川さんの下に社団法人日本バトン協会、東京都バトン協会副理事というような記載がございますけれども、ご本人の肩書がここに載っていますので、今回の事業はあくまでもリトル・マーメイドという団体の、そして申請の代表者、江戸川支部の代表というところでの申請をいただいております。ですので、東京都バトン協会がやるというとおかしい。そういうことではなくて、あくまでもリトル・マーメイドというバトンチーム、その江戸川支部の代表のこの方が代表者として行うイベント、事業に対して、後援名義を申請されているということでございます。ですので、確かに一般社団法人日本バトン協会に加入しているということではあるんですけども、今回の内容としては、このリトル・マーメイドというチームの規約のみを添付をさせていただいたと、そういう経緯でございます。</p> |
| 上野委員 | <p>この4の事業のところもあくまでも今回まで、今回は、一般社団法人日本バトン協会と、あるいは、関東支部、東京都協会にこういうものに今回は加盟登録しているわけですよ。その下になっっていますよね、組織的に言うと。そうすると、一般社団法人バトン協会のちゃんと流れの中のチームというふうなものなのか、それとも、その協会に加盟登録している。今回は、加盟登録をしている、名称は、一番上では、今回は、これこれと称しますというこ</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>とになりますけど、これ、区でいろいろ後援した場合に、もしいろいろな責任問題みたいなものが生じたときに、この主体はどこなんですかというときにははっきりしないと思うんですよ。責任者がわからないです。</p> |
| 教育推進課長 | <p>申請書のとおり、リトル・マーメイドというチームの江戸川支部が申請をしておりますので、委員さんのおっしゃるとおり、この組織図の中にそういう記載があるということではまぎらわしいということはあるかもしれませんが、あくまでも、今回は、リトル・マーメイドという、このチームがやるというふうにご理解いただければと思います。その上でご判断をいただきたい。</p> |
| 上野委員 | <p>理解はできるんだけど、そのチームの主体としてやる場合の団体性みたいなものがわからない。個人なのか何なのか。まあ、いいです。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>私からもよろしいですか。このリトル・マーメイドなんですけれども、活動拠点をいろいろと広げていきたいというお考えがあるということで、それは、とてもいいことだと思うんですね。ですけど、一方で、ご自身の活動範囲を規約の中で狭めちゃっていると思える部分がありまして。と言いますのは、規約の2番なんですけど、組織、本会は、近隣地区児童とその父兄をもって組織する。近隣地区と言いますと、事務局が足立区佐野1-9-14にあるということで、そうすると、この規約は、どうもリトル・マーメイドの活動の範囲というのを、規約自体が狭めちゃっているようにも読めますので、将来的なことにはなろうかと思いますが、少しこんなところもお考えいただけるといいかなと思います。</p> |
| 教育推進課長 | <p>今のお話で、実は、この団体は、おっしゃるとおり、足立区のほうでの活動というのが主な場ということでございました。この江戸川区内における活動実績の中で、北小岩コミュニティ会館、それから、小岩第二中学校、下小岩第二小学校と入っておりますが、これは、実は体育館を学校開放の中で使いになったのが、これからだということが記載されています。と言いますのも、選手の支部の名簿の中にありますけれども、先ほども申し上げましたが、小岩地区の小学校、中学校の児童生徒さんが、この中で活動されていて、足立がスタートではありますが、全日本ですとか、東京都の大会って、実績を上げないと出場できないものも実際にあります。</p> <p>構成メンバーが、小岩地区の子どもさんが多いということで、ぜひとも小岩地区での練習会場というところを探してらっしゃったと、そういう経緯が</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>ありました。そこで、この下のほうにだんだん支部をつくってという活動は、今広がってきている最中だというふうに思っています。ですので、今回、各小中学校にも、幼稚園にもお声かけしたいというようなことも実は、お聞きしておりますので、我々としては、かなりの児童生徒が参加していける、そして、大会のほうで活躍をしているというようなこともお聞きしておりますので、応援はしていきたいというふうに思っています。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。そのほか。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>ということは、これは確認ですけども、この申請は、後援名義申請というのは、あくまでも5月5日の江戸川総合文化センターにおける行事だけのみの後援をお願いしますという、そういうことでよろしいわけですね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>後援名義の申請許可につきましては、一つひとつのイベントに対する申請という位置づけになっておりますので、この5日の事業に対する開催についての教育委員会の後援名義ということになります。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>他になければ、第5号議案は原案のとおり決定いたします。続いて、第6号議案及び第7号議案を順次審査いたします。第6号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について、これは、平成31年第1回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定の基づき、区長から、教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は、議会に上程される前の議案に関することでありまして、政策形成過程にある案件でございます。</p> <p>また、第7号議案、教育管理職の異動について、これは、人事に関する案件でありますことから、両議案、第6号議案、第7号議案につきましては、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思っております。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> |

| | |
|----------|--|
| 教育長職務代理人 | <p>賛成多数と認めます。これより会議は、秘密会となります。なお、第6号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。傍聴人の方は、退出願います。なお、秘密会終了後の再入室は可能でございます。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p> |
| 教育長職務代理人 | <p>それでは、第6号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>第6号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。</p> <p>多田区長から職務代理人への意見聴取という文章を添えさせていただきました。記書きにございます、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。お手元の資料として、横版で新旧対照表をおつけさせていただきました。</p> <p>今回のこの条例の改正でございますが、これは、国が進めてまいりました働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が30年7月6日に公布されたということが一つの要因でございます。その中で、民間については、罰則付きの時間外労働の上限規制というものが適用されました。国家公務員につきましても、これに沿って、この上限規制というものを規定していくというふうになりました。あわせて地方公務員につきましても、均衡の原則ということで、国家公務員の措置等を踏まえて、超過勤務命令を行うことができる上限を定める所要の措置を講ずるといような……をもとに、今回江戸川区の職員の勤務時間、そして休日、休暇等に関する条例の一部も同様に改正となります。あわせて、区の教育職員である幼稚園教育職員の勤務時間条例も同様に改正をするという内容でございます。</p> <p>新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回の改正の趣旨は、赤字で第10条2項の部分でございます。時間内勤務に対し、その上限時間、その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるというこのうち一つでございます。その2にあります、第10条の括弧以下、時間外勤務という部分につきましては、本文中に時間内勤務の規定が続けて出ますので、ここで以下時間外勤務ということをやたいまして、その後につ</p> |

いては、同じような内容について時間外勤務という文言を使う、そういう内容となっております。

裏面をごらんいただきたいんですが、今回のこの規則にございますとおり、この条例は、平成31年4月1日から施行するというものが、まず1条、そして括弧書きで幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正、これにつきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の中で、時間内勤務の手当てに関する条文がございます。その中で、この勤務時間条例の第10条というものを、10条に規定するというような記載がございますので、これを10条第1項という形で、項書きが増えたものですから、改めるといような関連しての改正となっております。同様に、3番にございます幼稚園教育職員の給与等に関する特別処置に関する条例の一部改正、これにつきましても、やはり勤務時間条例の第10条に規定するという部分を第10条第1項に規定する時間外勤務ということで、条ずれが起きたということでの合わせての改正、これを合わせて行っていただくということでございます。この本文にありますとおり、その必要な事項については、人事委員会の承認が必要ということになりますので、その上で教育委員会でまた改めてこの条例改正を受けて、規則を制定することになりますが、この内容につきましては、まだ人事委員会の中に、準則と言いますか、そういう案がこれから示されてくるといことになるとお思いますので、年度内にまたその規則については、お諮りをさせていただければというふうに考えています。

これについては、以上でございます。

教育長職務代理者

ありがとうございます。何か、ご質問、ご意見ございますでしょうか、

上野委員

これは、条例ですね。条例で、今、区議会に諮るわけですね。諮る前に、教育委員会の意見を聞いておきたいということでしょう。

教育推進課長

はい、そうでございます。

上野委員

それは、確かに教育行政の組織及び運営に関する新法ですね。29条にあるんですけど、それで諮って、これでは4月1日から施行する予定だと書いてあるから、施行すると書いてあるから、4月1日までには、条例としての手続は終わっているということですよ。改正のね。これ要するに改正ですよ。そうすると、これまでの間に、人事委員会との関係はどうなるんですか。まず、我々の意見を聴く。人事委員会の意見も聞いて条例諮るんですか。

| | |
|----------|---|
| 教育推進課長 | <p>人事委員会の意見は聞かないで条例諮るんですか。</p> <p>今回の、この件につきましては、議会でこれが上程されますと、議会として特別区の人事委員会に意見を聴取するという手続が間に入ります。</p> |
| 上野委員 | <p>そうすると、まず順番からいうと、今日、我々の委員会の意見が出ますね。それで、今度は議会によって諮って、諮っていいだろうということになると、人事委員会にまたかけると。順番はそうなってきますね。この赤いところでは順番というやつはなかったもので。わかりました。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>私からも一つありまして、これは、1ページ目の一番上にありますように、何とかに関する条例の一部を改正する条例なんですけども、この条例を変えるというときに、裏面の第2番目。3番目に係ることなんですけど、別の条例の書き方を変えますよというふうなことですよね。つまり、こちらの条例で、こっちの条例の書き方を変えますという、そういう斜めの改正というのが、可能なのですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>これは、そういう形でできるということで、今回も実は、区長部局も同様の条例を改正します。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>できるわけですね。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。他になければ、第6号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。</p> |
| | <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。それでは、異議なしと決定し、区長にその旨、回答いたします。</p> <p>〔秘密会終了〕 〔傍聴人入室〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>次に、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、平成29年度、教育委員会事務事業の点検評価についての報告にまいります。事務局から説明をお願いいたします</p> |

| | |
|--------|---|
| 教育推進課長 | <p>平成29年度の教育委員会事務事業点検・評価につきまして、外部の学識経験者の方々から評価の結果について送付がありましたので、お手元にお配りをさせていただきました。今回の評価につきましては、10ページからでございます。</p> <p>10ページに、奨学金制度、奨学金についての外部学識経験者の意見をお示ししております。今回は、お二方で、評価がA、Bと分かれたので、それぞれ併記をさせていただきました。内容をご確認いただければと思うのですが、まず、上の外部評価Aの方でございますが、こういった長年にわたっての事業の意味は大きいとおっしゃっております。ただ、時代が変化して国や都のこういう制度が整ってきたということでもあります。最後のところでは、現在、この無償化については、こういう制度が進められてこういうふうになっていくと、今後、江戸川区奨学金の貸付自体の需要が減ってくるに違いないと、しかし国や都の助成というのは、諸々の奨学制度が重なり合っている現在、助成制度を全体的に捉えて、個々の生徒にふさわしい、家庭経済的負担を軽減するための方策の相談やPR、各中学校が取りまとめる事務処理に対する援助などについては、区教育委員会としてバックアップしてほしいということでございます。</p> <p>2番目の下の方になりますが、こちらは、これまでの制度について意義深いということを述べられておまして、ただ、一番下になりますが、この貸与の重要性に鑑み、今後も貸与条件を見直し、継続されることが望ましいということで、結果Bという評価でございました。</p> <p>それから、2点目、就学相談でございます。こちらは、16ページでございます。こちらにつきましては、外部評価Bということでお二方のご意見一つでございましたので、一つにまとめさせていただいております。就学相談につきましては、このようなことで、特別な配慮を必要とする児童・生徒の状況を的確に把握し、多面的な角度から支援計画の策定が求められているとされておりますが、江戸川区が多様な相談の流れを確立して、児童・生徒の障害の状況にあった教育支援を行おうと精力的に取り組まれたことは、個人に必要な合理的配慮の提供が行われる基礎であると。今後とも、発達障害等の児童・生徒の割合が高くなっていくことも想定される中、一層の充実に向けて取り組まれることを期待したいというようなことで結ばれております。こちらは、評価Bということでございます。</p> <p>続いて、学級指導補助員につきましては、19ページになります。こちらについても外部評価はBということでございます。江戸川区は平成13年か</p> |
|--------|---|

| | |
|----------|---|
| | <p>ら、こんな状況時に対応して、大変柔軟な指導補助員の制度を立ち上げ、緊急対応を行ってきたことに驚いている。週5日間、1日5時間、原則として3カ月以内という条件のもとで学校からの要請に基づき、対応することになるが、派遣に当たって、年間どの時期からでも申請ができます。指導主事が間に入り、学級の状況を観察した上で、必要性や緊急性を判断した上で配置するというのもすばらしいという評価をいただいていた。そこで一つの提案の要点もありますが、こうしたボランティア人材バンクといったものがつくれないものだろうかというようなご提案も合わせていただいております。</p> <p>一番下に書いてございます、先の見えにくい社会を生き抜く児童・生徒を育成するためには、ますます個に応じた教育の推進が重要であることから、本事業の充実が期待されるという形になってございまして、外部評価はBといった形でいただいたものでございます。</p> <p>このような結果をいただきましたので、ご報告をさせていただきました。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。何か、ご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> |
| 上野委員 | <p>事務局が今読んだところですけど、真ん中のあたりにボランティア人材バンクという言葉が出てきましたけども、具体的にはどこかでやっているんですか。</p> |
| 指導室長 | <p>このボランティア人材バンクという表現は使ってはいないんですが、ただ、学級指導補助員は、実は年間を通じて区のホームページ等で募集していただいて、実は、履歴書等をお送りいただいた方については、実際面談をさせていただいて、ふさわしい、お願いをしたいという方は、実は、リストの中に入れていただいております。学校から要請があった場合は、そのリストから適任者をご紹介するという形で派遣していますので、ですから、人材バンクという名称ほど大勢の方がいらっしゃるわけではないんですが、ただ、履歴書等でお送りいただいて希望されている方のリストに関しては、私どものほうで管理しております。</p> |
| 上野委員 | <p>実質的には、行っているということですね。</p> |
| 指導室長 | <p>実質的には、それに近いことをやっています。</p> |

| | |
|--------|---|
| 上野委員 | どういふ方々が応募しているのですか。 |
| 指導室長 | <p>実際に、この学級指導補助員で勤務していただいている方々は、学生さんであるとか、大学を卒業されて、これから教員を目指すといった方々が数としては圧倒的に多いです。ただ、ホームページ等をごらんいただいて、手を挙げていただく方は、どちらかというとな一般の、もう大学卒業されて大分たつ方とか、後は、他の仕事等をされていて、その仕事が一段落ついてぜひ教育のほうで働きたいという方が多いです。</p> |
| 上野委員 | じゃあ、結構、高齢者の方もいるのですか。 |
| 指導室長 | <p>いろいろな世代の方がいらっしゃいます。それこそ、60代とか、50代とか、そういう方もいらっしゃいますし、30代とか20代の方もいらっしゃいます。ただ、数としては、十分ではないので、私ども、今後の課題のところでは、この補助員の数ということで、数の確保が課題ということで書かせていただいているんですが、そういった現状でございます。</p> |
| 松原委員 | <p>今の19ページのところで、有識者の意見の中で真ん中辺なんですけど、教職経験の有無にかかわらずという、基本的には、いいことだとは思いますが、これ、やっぱり例えば、自分がかかっているような地区で、その学校のこと大抵わかっていて、そういうことであれば経験の有無でいいんですけど、例えば、小岩地区から葛西地区とか、葛西地区から小岩地区とか、そういったことで教育委員会のほうで配置するというようなことだと、ちょっと厳しいのかなというふうに思ったりもしているんですが、正直言って。</p> <p>例えば、ここには表現していないんだけど、本区の校長が、この人は教職は持っていないんだけど、PTAの地区活動の中で非常に子どもと理解するのがいいと、そういう場合だったら少しは理解できるんだけど、ちょっと引かかりました。</p> <p>それから、別件で、10ページの評価が分かれたところなんですけれども、これって、文教委員会とか、区に報告するわけですよね。そのときに、この形ですんですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>今回、実は、そのこともありまして、そのまま出させていただいたということになります。今までは、一つにまとめてお出ししたんですが、今回二つの意見に分かれましたので、その点いかがなものかなというところもご確認</p> |

| | |
|----------|--|
| 上野委員 | <p>したかったところです。分かれたままで出すのか、それとも教育委員会として、ただ外部からいただいた意見を変えるというのはいかがなものかなというのありまして。というところございまして、それぞれお二人からいただいたものですので、評価が分かれた初めてのケースでございました。</p> <p>今の点ですが、結果的には、読めないと、今回は。だけど、こういうお二人ないし、複数の方々に評価をしてもらうときには、多少なりとも、意見が変わってくるということはむしろ自然でしょうね。自然ですけれども、そもそも自分の意見で出してくださいと、それはそのまま出しますというふうに前提でやってもらうのか、それとも、一応意見が出たら、その意見を、また突き合わせて、そして変えてもらうのか。だけど意見の中身まで変えるのではなくて、結局的には、結論ですよ。結論は、変えてもらえる、一つにしてもらえるのか。それは、こちらでお願いするほうでは、希望を出せると思うんですが、私は、その人に出してもらったら、その問題について協議してもらうとかは結構だけれども、結論は変わったら、変わったものをそのまま出すのがむしろいいと思いますけれども。</p> |
| 教育推進課長 | <p>これは、以前職務代理者からもご指摘をいただきました、外部の評価の表の部分、定義の部分で、Aについては、引き続き事業を実施していくべきである、Bについても事業を継続していくべきである、Cが大幅な見直し、または廃止を検討する必要があると、この評価に対して、さっきの奨学金の制度については、どうなんだとかというご意見を見ていただいたと思っております。ただ、これまで行ってきたこの表でやらせていただくということで、今回やらせていただきましたけども、まさにそのとおりでございまして、お一人の方は、一番最後にもご紹介したとおり、これからは、これは、都の育英資だと思いますが、そうした制度を各中学校がまとめる事務処理に対する援助なりについては、区教育委員会としてバックアップしてほしいということで、制度がなくなったとしても、そういう部分でバックアップすることをおうたっていただいておりますけれども、もう一方は、一番最後にありますとおり、継続されることが望ましいというのがご意見でありましたので、あえてそのまま載せさせていただいたというところでございます。以上になります。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。</p> |

| | |
|----------|---|
| 古 巻 委 員 | <p>この外部評価Bというところで、まだまだ努力するところがあるよというそういう示唆に私は感じるのですが、この外部評価がBというのは、その前の総合評価の、あるいは5に基づいての外部評価B、あるいはAということなんだろうと思いますが、さっき松原委員がおっしゃったような、教職員の経験の有無とか、いわゆる見解の相違といいますか、奨学金の問題についても、その辺のところもきちんと精査をされているのかということが一つと、もう一点、読めばよくわかるので理解できるんですが、もう少し端的に、これはまとめ方の問題かもしれませんが、端的に、具体的にこれがこうだから、こうしたほうがいいんじゃないかという、余りオブラートに包まないで、さっと言っていただいたほうが理解しやすいんじゃないかなと。また今後のこともしっかり考えていくということになるのではないかなというふうに、ふと思いましたので、その点どうなんだろうというふうに思います。</p> |
| 教育推進課長 | <p>今、ご意見ございましたように、10ページの下の方の、下から2番目の文章に書いてございます。この制度が変わる中で、継続されたことは、区民サービスとして重要なものであったと考えられる。昨今、貧困の連鎖の問題とともに、教育格差の問題の解決に向けて、国や都が教育負担費負担の軽減を実施し、江戸川区の事業への応募が少なくなってきたとはいえ、この事業の価値はいささかも変わらない。その上で継続されることが望ましいとまで、我々が、9ページの今後の課題のところに記載いたしました、本事業については、見直しが必要であるというようなことに対しての率直なご意見をいただいたのかなというふうに思っております、あえて耳が痛い言葉でしたけども、そのまま載せさせていただいたということでございます。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。それでは、この学識者の意見、外部評価として分かれているというところにつきまして、私は、現状のまま外部評価は、分かれているままで併記をして、それで出すというのがよろしいかと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。</p> |
| 松 原 委 員 | <p>基本的には、いいんですけど、総合評価が5ですよ。5で、こっちがAとBときているのに、5となると、僕がもし議員だったら、ちょっとどうなっているのというような、その疑問は出てくると思います。いいんですけど、総合評点というのは、ここで決めたものですから、議論したほうがいいのではないかと。客観的に見ると、例えば、1ランク落として4にするとか、そうするといいと思いますけど、いかがでしょうか。</p> |

| | |
|----------|--|
| 教育長職務代理者 | <p>この辺は、やっぱり後出し感はよろしくないと思うんですね。私たちが、5で出したものが、Aという評価を受けるか、Bという評価を受けるか、Cとなる可能性ももちろんあったわけなんですけども、それ以外で評価というところで行くと、どうしても時間軸の中で考える必要はあって、時間軸を戻すというのは、どんなものでしょうか。</p> |
| 上野委員 | <p>私も、はっきり言ってそう思います。ここまできたらね。と思います。というのは、AとかBとか、4とか5とか、そういうふうにこちらでそういう表示で点数をつけてくれと、その言っていること自体に問題が出てきちゃう。私は、AとBをよく両方の意見を読むと、やっぱり総合評価としては、これでいいでしょうということにも結びついているような気がします。むしろ非常にこの学識者の意見は素直じゃないですか。そうだけど、こうしたい。だから、私たちは、やっぱり組織としての意見ですから、区議会もそうですよね。そういう政策が背景にあるわけです。だから、やっぱりA、Bがあったから、これを4にするというのはちょっとまずいんじゃないかなと。5でいいんじゃないかと思います。</p> |
| 古巻委員 | <p>この場合のBというのは、奨学金の問題があったからだろうと思う。この辺のところ、評価された方の要望であるというふうに受けとめれば、そう大きな混乱はないような気がいたします。</p> |
| 上野委員 | <p>Aの評価にしてもそうですよね。Aだとは言っているけども、やっぱり、財政を握っている側の流れと、我々教育委員会とは、立場違うんだろうから。教育委員会としては、その気持ちだけは、バックアップしてください。Aの評価の人にもわかりましたという……。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>私から一つだけよろしいでしょうか。この事業点検の評価報告書、毎年出しているわけなんですけれども、事務局の皆様の多大なご協力といいましょうか、お力をもって、資料自体がすごくわかりやすくできていると思うんです。私の経験からなんですけど、資料がわかりやすいと、その後の質問だとか、意見が率直に出てきやすい。なので、ちょっと前のものから比べていただくと、よくわかるんですけども、意見がすごく濃密になってきていますよね。それは、私どもにとってもすごくいいことだと思いますので、こういうことをこの後も続けていっていただければなと思います。その他意見はいかがで</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>しょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>他になければ、ただいまの報告事項を了承したいと思います。</p> |
| 教育推進課長 | <p>ご決定いただきましたので、こちらを報告させていただきたいと思います。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>その案件もよろしゅうございましょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。では、その旨、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、教育委員会後援名義使用承認についての報告にまいります。2件ありますので、続けて説明をお願いいたします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>教育推進課から後援名義等の使用申請につきまして、2件ご報告をさせていただきます。1点目が、春の展覧会、関口美術館コレクション、西岡民雄コドモのクニ展。申請者は、関口美術館館主でございます。教育委員会で12回目、同じく、区の後援名義も申請をされているところです。</p> <p>事業目的・概要でございますが、現在の東京では見られない原風景を絵画の世界でごらんいただく。自然の中で遊ぶ子どもたちがいきいきと描かれ、その姿には「驚きと発見」が見える。絵画に触れることで、自然を大切にする心が子どもたちに芽生えることを願い企画をしたということでございます。実施日時は、平成31年3月21日から4月7日まで、関口美術館東館2階、一般区民を対象に行われます。経費等の徴収はございません。</p> <p>企画書をおつけしてございます。今、申し上げたとおりでございます。今回は入館料、一般、学生ともに無料ということでございます。裏面にその作者のプロフィール等が紹介をされています。このような絵画展ということでございまして、12回目の申請という企画でございます。</p> <p>続いて、もう一点、行事名はあいさつ運動キャンペーンでございます。江戸川区青少年育成地区委員会会長より申請でございます。今回で29回目の後援名義の申請、同様に江戸川区の申請も行っています。</p> <p>事業目的・概要でございますが、あいさつ運動を区内全域で展開し、地域の連帯感を高めながら、子どもたちの健全育成を図る。区広報、地区委員会</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>広報などにキャンペーン記事を掲載し、各施設や、町会などの掲示板にポスターを掲示するという事です。</p> <p>実施日時は、平成31年4月1日から平成31年5月31日まで。江戸川区全域においてキャンペーン、主に青少年を対象にして行うということです。経費等の徴収等はありません。</p> <p>実施要綱を一部つけさせていただいております。これは、毎年、もう29回という申請でございますが、毎年開催されているものでございます。今回もこの協力という欄がございますが、連合町会、くすのきクラブ、小中のPTA連合協議会、そして区立幼稚園園長会、小中学校校長会、そして子ども会連合会といった広く青少年の団体の呼びかけをして、協力を得て行われるというものでございます。裏面には、昨年のチラシを参考までにおつけしてございます。説明は以上でございます。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。それでは、質問、ご意見をいただきたいのですが、まず初めの春の展覧会のほうから、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>では、次の、あいさつ運動キャンペーンはいかがでしょうか。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>これは、29回目ですが、フィードバックというか、効果的なものの収集みたいのは特にやっていないのでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>先ほども協力団体がざっとありましたけれども、特に全市的に行われる、2カ月間、それもやはり新生が入る、入学した直後に行うという意義を持ってやられるものだと思います。実は、このPRのチラシは、各地区委員会、それから小中学校にも配布しています。そして、あいさつ標語というものを地区委員会によっては募集をして、優秀作品を選出しての表彰というものを、地区委員会によってはそういう活動も行ってあります。こうしたことから、地区委員会、今は、17ある地区委員会がそれぞれの地域の中で、あいさつ運動を、それから標語を募集したり、それから中にはPR物品をつくって配布したり、新生にですね。そうした活動を続けて行われるということは、報告を受けております。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>例えば、薬剤師のポスターがあつたりとかありましたけれども、余り強制</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>的に成果をとったりする問題ではないと思いますけども、そういうので、何か広がりをもっと定着させていこうというか、自然な形でもって、定着させていくための、何か施策みたいなものは、今は考えてないんでしょうか。その地区委員会で。区として。</p> |
| 教育推進課長 | <p>地区委員会全体で、先ほども言いました17地区、全部で区内にありますけれども、個々でいろいろな取り組みを行っております。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>個々ではやるということですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>例えば、先ほど申し上げました標語を募集して表彰したりとか、それぞれの取り組みを行われていますので、その中にももちろん校長会ですとか、そういうメンバーも協力ということで、学校も含めてそういうところに出ておりますので、それを2カ月間であいさつ運動を、みんなで挨拶をし合うと、この活動が一つの大きな成果ということでやられているというふうに理解をさせていただきます。</p> |
| 古 巻 委 員 | <p>江戸川区全体としては、今のところは考えていない。</p> |
| 教育推進課長 | <p>この地区委員会全体の中でのということとは、ないということで、聞いてはおりますけれども。個々の地区委員会がやっているということです。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>戻っていただいても構いませんが、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>他になればただいまの報告事項を了承いたします。続いて、教職員の人事についての報告にまいります。</p> <p>この報告事項は、人事にする案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> |

| | |
|----------|---|
| 教育長職務代理者 | <p>賛成多数と認めます。これより会議は、秘密会となります。それでは、傍聴人の方は、退出願います。なお、秘密会終了後の再入室は可能です。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕 〔傍聴人入室〕</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>では、続いて、平成30年度第10回中学生「東京駅伝」大会結果報告についての報告にまいります。事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 指 導 室 長 | <p>平成30年度第10回中学生「東京駅伝」大会の結果についてでございます。開催日時等は、以前ご案内したとおりでございます。当日は天候にも恵まれまして、非常に穏やかな暖かい日で、割といいコンディションの中、子どもたちは競い合えたのではないかなというふうに見ています。</p> <p>資料飛びまして、7番の結果をごらんいただきたいんですが、まず、女子の部、こちらは、八王子市、町田市に続いて、第3位でございました。続いて男子の部ですが、1位八王子市、2位世田谷区、3位渋谷区と書きましたけれども、間をおきまして、江戸川区、本区は第9位ということでございます。それから、総合の部、これは男女のタイムの合計で競い合うんですけども、こちらは、1位八王子市、2位町田市、3位渋谷区に次いで第4位という結果でございました。</p> <p>参考のところをごらんいただくと、既にご案内のとおり、昨年度、一昨年度と、総合の部で連続優勝といったところで、子どもたちも非常にプレッシャーを感じた、一人ひとりは一生涯懸命やったのかなというふうに思います。終わってから、生徒の話を聞くと、多少悔いが残った生徒もいたみたいですが、ただ、子どもたちにとっては、他の区の精鋭と競い合うという意味では、非常にいい経験になったのではないかなと思います。2年生の子どもたちですので、またこれから部活動その他で活躍してもらえらと思います。報告は以上でございます。</p> |
| 教育長職務代理者 | <p>ありがとうございます。何か、ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p> |
| 松 原 委 員 | <p>終わった後、八王子の同僚に会うチャンスがあって聞いたら、八王子は相当意識して臨んだそうなので。</p> |

| | |
|----------|---|
| 上野委員 | テレビでやっていましたね。 |
| 松原委員 | おめでとうと言っておきましたけど。 |
| 指導室長 | 八王子市は、昨年度、女子の部が第1位で、本区的女子が第2位なんですね。男子の結果で、本区が第1位で、総合で八王子市を抑えて、江戸川区が1位になったこともありまして、かなり打倒江戸川区で気合いが入っていたということでございます。 |
| 上野委員 | 西のご当地と、我々の一番東ね。意識したみたいね。何かどこのテレビだったか、やっていましたね。 |
| 古巻委員 | 21チャンネルで。 |
| 指導室長 | JCOMで。 |
| 教育長職務代理者 | よろしゅうございましょうか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 教育長職務代理者 | 他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、いじめ電話相談についての報告にまいります。事務局から説明をお願いいたします。 |
| 指導室長 | 1月分のいじめ電話相談の報告をお願いします。まず、資料の月別相談件数をごらんいただきたいと思います。1月は、2件、回数2回といったところでございます。学齢別・男女別件数をごらんいただきたいんですが、まず1件1回については、小学校2年生の児童に関する事、これは、実際に被害に遭っているお子さんが誰という特定されていない情報ですので、男女とか性別がわからない状況になっています。ですので、不明のところは1と入れています。 それから、もう一件は、小学校3年生の男子児童にかかる内容でございます。相談の概要だけご案内しますと、まず先ほどの小学校2年生の不明の案件でございますけれども、こちらは、学校名はおっしゃっているんですが、 |

その学校の保護者の方からの情報提供という形でございました。2年生の児童数名が学校帰りに会話しているのを聞いたと。その会話の内容が、クラスの子をみんなでいじめているといったような内容だと。心配になったので、こちらのいじめ電話相談に情報提供をいただいたといった案件でございました。

こちらについては、学校名を申し出ていただきましたので、教育委員会指導室のほうから、学校に情報提供しまして、そういった事実があるのかわいのか、というところで、確認をいたしました。その結果なんですけど、いじめということではないんですけども、一部発達に課題のあるお子さんがいて、その子に対する対応が、時として周りの子どもたちが厳しく強めに言葉を指示をしたりとか、そういったことがあったということで、学校のほうでも把握して対応していますといったような情報でございました。ですから、具体的に、相談の内容、主訴別のところをごらんいただきたいのですが、この保護者の方からは、どういった被害に遭っているとか、そういった情報はないので、分類としては、その他のところに入れさせていただいています。

もう一件、小学校3年生の男子児童のほうですけども、こちらは、周りの児童が、嫌がることをこの児童がした結果、友達から嫌がられていると。その嫌がられていることが、例えば、言葉を発せられたりとか、距離を置かれたりとか、無視されたりとか、そういったようなことがあって、学校とは相談を進めていると。この電話をいただいた直後に、担任と話をする機会が、約束があると。その際にどういった話を担任にするのがいいのか助言が欲しいといったそういった趣旨のご相談でした。相談員のほうから、例えば、担任に子どもたちの様子をしっかり見てほしいとか、あと担任だけではなくて、学年主任の先生にも同席してもらったほうがいいとか、それから、今後ですけども、学校、担任と話をした結果、管理職も含めて相談していただいて、それでも改善が難しい場合は、また電話で、教育委員会のほうに相談されたいといったような趣旨のことを助言をして、この電話は終わっています。

その後、この小3の男子児童の件については、保護者の方から、私どもを含めて、指導室、教育研究所とともに、その後の電話相談という形では入っていないような状況でございます。概要は以上となります。よろしく願います。

ありがとうございます。ただいまのことにつきまして、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長職務代理者

| | |
|----------|---|
| 教育長職務代理者 | <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、平成31年第3回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後2時54分</p> |
|----------|---|